

新川老人保健施設（介護予防）訪問リハビリテーション運営規程

第1条（目的）

本規程は医療法人社団 福寿会が開設する新川老人保健施設が行う、（介護予防）訪問リハビリテーションが、要介護者及び要支援者と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法（平成9年法律第123条）及びその関係法令の規定に基づき適正に指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 指定（介護予防）訪問リハビリテーション従事者は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 （介護予防）訪問リハビリテーションは、利用者の要介護、要支援の状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目的を設定し計画的に行う。
- 3 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは、福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

第3条（事業所の名称及び住所）

指定（介護予防）訪問リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- （1） 名称 新川老人保健施設
- （2） 住所 富山県魚津市住吉 236

第4条（従業員の職種、員数及び職務内容）

指定（介護予防）訪問リハビリテーションに従事する従業員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- | | |
|-----------------|------|
| ① 医師 | 1人以上 |
| ② 理学療法士または作業療法士 | 1人以上 |
| ③ その他必要と認められた者 | 若干名 |

第5条（営業日及び営業時間）

この事務所の営業日・営業時間は、次の通りとする。

- （1） 営業日 月曜日～金曜日
 - （2） 営業時間 10:00～17:00
- 但し、祝祭日・お盆・年末年始を除く

第6条（通常の事業の実施範囲）

魚津市・黒部市・滑川市

第7条（指定（介護予防）訪問リハビリテーションの内容）

指定（介護予防）訪問リハビリテーションは、医学的管理のもとで利用者に対する心身の機能の回復のため、主治医の診察に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている

環境を踏まえて作成した（介護予防）訪問リハビリテーション計画を作成し、下記（１）を目的とし、（２）の訓練等を行う。

（１） 目的

- ① ADLの低下防止
- ② QOLの維持・向上
- ③ ねたきり防止
- ④ 社会性の維持・向上
- ⑤ その他、利用者の状態の改善

（２） 訓練等

- ① 基本的動作訓練・活動向上訓練
- ② 日常生活動作に関する訓練
- ③ 自助具適用・使用訓練
- ④ 運動療法
- ⑤ 作業療法
- ⑥ 物理療法
- ⑦ その他必要訓練

第8条（利用料その他）

- 1 指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供した場合の利用額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、算定の基準等は次のとおりとする。
 - ① （介護予防）訪問リハビリテーションは、指示を行う医師の診察の日から三月以内に行われた場合に算定する。
 - ② （介護予防）訪問リハビリテーションは、利用者又はその家族等利用者の看護等に当たるものに対して
1回あたり20分以上指導を行った場合、週6回を限度として算定する。
 - ③ 短期集中リハビリテーション加算は、第7条の訓練で実用歩行訓練・活動向上訓練等を組み合わせて個々の利用者の状態に応じて行った場合に算定し、要介護者にあたっては退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に行われる場合は、1週間につき概ね2日以上、1日あたり20分以上実施する場合に算定する。要支援者にあたっては、退院（所）日又は認定日から起算して1月以内の期間に行われた場合は1週につきおおむね2日以上、1日当たり40分以上、退院（所）日又は認定日から起算して1月を超え3月以内の期間に行われる場合は、1週間につき概ね2日以上、1日あたり20分以上実施する場合に算定する。
 - ④ 短期集中リハビリテーション加算を算定するにあたっては、医師、看護師、理学療法士、作業療法士等が共同してリハビリテーション実施計画を作成し、これに基づいて行った（介護予防）訪問リハビリテーションの効果、実施方法等について評価等を行う。
 - ⑤ サービス提供体制強化加算は、（介護予防）訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士等のうち、勤続年数が3年以上の者が1名以上いる場合に算定する。
- 2 治療上必要なもので、介護保険の対象とならないものについては、その都度利用者または家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。
- 3 訪問先までの移動距離が、通常実施する区域を越えて5km以上の場合は1回あたり500円を徴収する。

第9条（サービス利用にあたっての留意事項）

- 1 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供の際には、職員は主治医の診察結果及び運動機能検査、作業能力検査等を基に主治医と共同して、利用者の心身の状況・病歴、希望及びサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画を作成し、利用者または、その家族に説明する。

- 2 訪問リハビリテーション計画は居宅サービス計画に沿って作成する。
- 3 サービスの利用にあたっては、申込者またはその家族に対し、リハビリテーション実施計画書及び重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
- 4 利用者に急変が生じた場合は速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。
- 5 (介護予防) 訪問リハビリテーション利用者に対しサービスの提供により、事故が生じた場合は、速やかに関係市町村、利用者の家族に連絡をとるとともに必要な措置を講じる。
- 6 利用の際は、要介護認定の申請が行われているか否かを確認し、行われていない場合は、利用者の意志を踏まえて、速やかに申請が行われるようにしなければならない。
- 7 指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供にあたっては、訪問リハビリテーション計画に基づき利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活を営むことができるよう妥当適切に行う。
- 8 利用にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 9 リハビリテーションに関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は利用者ごとに保管し、常にリハビリテーション従事者が閲覧できるようにする。

第10条(その他運営に関する留意事項)

- 1 職員の質的向上を図るために研修の機会を設け確保する。
- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らしてはならない。
この場合において、事業者は、秘密の保持のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 サービス担当者会議等において利用者等の個人情報を用いる際は、利用者等の同意を得なければならない。
- 4 運営規程の概要及び職員の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に関し、必要な事項を見やすい場所に掲示するものとする。
- 5 居宅介護支援事業者から利用者にかかわる事柄で、金品その他財産上利益を収受してはならない。
- 6 利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 7 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。
- 8 利用者に対する指定(介護予防)訪問リハビリテーションサービスの提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならない。
- 9 この規程に定める事項の他、運営等に関する重要事項は介護保険法及びその関係法令の主旨に従い医療法人社団福寿会 新川老人保健施設が定めるものとする。

第11条(身体の拘束等)

- 1 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第12条(虐待の防止等)

- 1 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止のための指針を整備する。
- 4 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第13条（業務継続計画の策定等）

- 1 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

付則

この運営規程は、平成26年11月1日より施行する。

この運営規程は、令和元年12月1日より施行する。

この運営規程は、令和6年4月1日より施行する。